

一般廃棄物処理業許可証

住所 中川郡本別町上本別10番地3
 有限会社 北海陸運
 氏名 代表取締役 小川 哲也 様

平成30年1月22日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬	
	取り扱う一般廃棄物の種類	抜根・枝条・草木・流木・ボサ・事業系一般廃棄物(生ごみ)	
営業所の所在地及び名称		中川郡本別町上本別10番地3 有限会社 北海陸運	
許可期間		平成30年1月26日から 平成32年1月25日まで	
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		抜根・枝条・草木・ボサ	事業系一般廃棄物(生ごみ)
		音更町内の各種工事現場等	音更町内の事業所のうち、別に定める排出者
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	1	抜根・枝条・草木・流木・ボサ 中川郡本別町美里別659番地3 小川建設工業株式会社 一般廃棄物中間処理施設
		2	事業系一般廃棄物のうち生ごみ 中川郡本別町上本別10番地3 有限会社アイネット 食品残渣物飼料製造施設
		3	上記以外の事業系一般廃棄物 帯広市西24条北4丁目1-5 十勝環境複合事務組合 くりりんセンター
音更町が定める排出者	1	音更町十勝川温泉南12丁目1番地 株式会社 第一ホテル	
その他	抜根・枝条・草木・流木・ボサ以外の事業系一般廃棄物の収集運搬事業を行う場合は契約先の事業所を届出すること。		

平成30年 2月 2日

音更町長 小野 信 次

